

川崎市立看護大学奨学金条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 入学時成績優秀者奨学金（第2条～第9条）

第3章 地域定着促進奨学金及び地域就職促進奨学金（第10条～第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、川崎市立看護大学奨学金条例（令和3年川崎市条例第71号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 入学時成績優秀者奨学金

（入学選考）

**第2条** 条例第3条第2号の規則で定めるものは、川崎市立看護大学（以下「看護大学」という。）が行う入学選考で市長が指定するもの（次項において「指定選考」という。）とする。

2 看護大学が行う指定選考以外の入学選考で市長が指定するものに合格した者であつて、入学時成績優秀者奨学金の支給を受ける者（以下この章において「奨学生」という。）になることを希望するものが所定の期日までに入学時成績優秀者奨学金成績判定申込書（第1号様式）により市長に申込みを行った場合には、当該入学選考及び申込者が受験した独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号に規定する試験（所定の教科を受験したときに限る。）をもって、前項の指定選考とみなす。

（奨学生の申請）

**第3条** 条例第6条の規定による申請をしようとする者は、所定の期日までに、奨学金申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

**第4条** 市長は、前条の申請があつたときは、入学時成績優秀者奨学金の支給の可否を決定し、その旨を奨学金決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（支給）

**第5条** 入学時成績優秀者奨学金は、次の各号に掲げる金額を当該各号に定める月以後速やかに支

給するものとする。

- (1) 入学金に相当する額 第1学年の4月
- (2) 第1学年又は第2学年の授業料のうち前期分に相当する額 当該学年の4月
- (3) 第1学年又は第2学年の授業料のうち後期分に相当する額 当該学年の10月

2 前項の規定による支給は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、他の方法により入学時成績優秀者奨学金を支給することができる。

3 奨学生は、前項ただし書の規定により入学時成績優秀者奨学金の支給を受けたときは、直ちに受領書を市長に提出しなければならない。

(支給の休止期間)

**第6条** 条例第8条の規定による入学時成績優秀者奨学金の支給の休止は、休止する事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該事由が消滅する日の属する月の前月までの期間とする。

(支給の休止)

**第7条** 市長は、条例第8条の規定により入学時成績優秀者奨学金の支給を休止するときは、奨学金休止（停止）通知書（第4号様式）により奨学生に通知する。

(辞退の届出)

**第8条** 奨学生は、奨学生であることを辞退しようとするときは、奨学生辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

**第9条** 市長は、条例第9条の規定により入学時成績優秀者奨学金の支給の決定を取り消したときは、奨学金決定取消通知書（第6号様式）により奨学生に通知する。

### 第3章 地域定着促進奨学金及び地域就職促進奨学金

(市内の医療施設等)

**第10条** 条例第11条第3号の規則で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号から第3号までに規定する病院又は診療所
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- (4) 健康保険法第88条第1項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所

- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (7) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (8) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う事業所
- (10) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (11) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (12) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (13) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設
- (14) 川崎市保健所（保健所支所を含む。）又は川崎市福祉事務所条例（昭和26年条例第50号）第1条第1項に規定する福祉事務所
- (15) その他市長が認める施設  
(連帯保証人)

**第11条** 条例第15条（条例第30条において準用する場合を含む。）に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。

(誓約書等の提出)

**第12条** 地域定着促進奨学金又は地域就職促進奨学金（以下この章において「奨学金」という。）の貸付けを受ける者（以下この章において「奨学生」という。）は、第23条の規定において準用する第4条の規定による決定の通知を受けたときは、速やかに連帯保証人と連署した誓約書（第7号様式）に奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、奨学金の貸付けの決定を受けた日が属する年度の4月1日から起算して、地域定着促進奨学金にあつては2年、地域就職促進奨学金にあつては4年を経過する日（以下「経過日」という。）を超えて引き続き当該奨学金の貸付けを受けることとなるときは、経過日前2箇月以内に、連帯保証人と連署した誓約書に奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

3 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が死亡したとき又は前条の規定に該当しなくなったときは、直ちに新たな連帯保証人と連署した誓約書に借受人及び新

たな連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付)

**第13条** 奨学金は、次の各号に掲げる月分を当該各号に定める月以後速やかに交付するものとする。

- (1) 1月から3月まで 1月
- (2) 4月から6月まで 4月
- (3) 7月から9月まで 7月
- (4) 10月から12月まで 10月

2 前項の規定による交付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、他の方法により奨学金を交付することができる。

3 奨学生は、前項ただし書の規定により奨学金の交付を受けたときは、直ちに受領書を市長に提出しなければならない。

(奨学金継続願)

**第14条** 奨学生は、毎年4月の指定された期日までに、奨学金継続願（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸付けの休止期間等)

**第15条** 条例第16条（条例第30条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による奨学金の貸付けの休止は、休止する事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該事由が消滅する日の属する月の前月までの期間とする。

2 第13条第1項の規定により交付した奨学金に前項の規定による休止する期間に算入すべき月の当該奨学金が含まれているときは、当該奨学金は、休止する事由が消滅する日の属する月以後の月の分として交付したものとみなすことができる。

(貸付けの休止等)

**第16条** 市長は、条例第16条の規定により奨学金の貸付けを休止し、又は条例第17条（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定により奨学金の貸付けを停止するときは、奨学金休止（停止）通知書により奨学生に通知する。

(異動の届出)

**第17条** 条例第18条（条例第30条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出は、異動届出書（第9号様式）に条例第18条各号に掲げる事実を証明する書類を添えて行うものとする。

2 条例第18条第3号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(借用証書等の提出)

**第18条** 借受人は、条例第14条若しくは第29条に規定する貸付期間が満了したとき又は条例第19条第2項ただし書（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて償還を行うときは、速やかに連帯保証人と連署した借用証書（第10号様式）に借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(償還免除の申請等)

**第19条** 条例第20条又は第21条（条例第30条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により奨学金の償還の義務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、奨学金償還免除申請書（第11号様式）に条例第20条の規定により免除を受ける原因となる事実又は第21条各号に掲げる事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その可否を決定し、その旨を奨学金償還免除（猶予）決定通知書（第12号様式）により申請者に通知する。

(償還猶予の申請等)

**第20条** 条例第22条（条例第30条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により奨学金の償還の猶予を受けようとする者は、奨学金償還猶予申請書（第13号様式）に条例第22条各号に掲げる事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その可否を決定し、その旨を奨学金償還免除（猶予）決定通知書により申請者に通知する。

3 前項の規定による奨学金の償還の猶予を受けた者は、償還を猶予された当該事実が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(利息)

**第21条** 条例第27条第1項の規則で定める利率は、年1パーセントとする。

(利息の特例)

**第22条** 条例第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、第18条の借用証書を提出する際、当該借用証書に条例第28条第2項の規定の適用を受ける原因となる事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(準用)

**第23条** 第3条、第4条及び第8条の規定は、奨学金について準用する。この場合において、第3条中「第6条」とあるのは「第24条又は第30条において準用する条例第6条」と、第4条中「前条」とあるのは「第23条において準用する前条」と、「入学時成績優秀者奨学金の支給」とあるのは「地域定着促進奨学金又は地域就職促進奨学金の貸付け」と、第8条中「奨学生は」とあるのは「地域定着促進奨学金又は地域就職促進奨学金の貸付けを受ける者（以下この条において「奨学生」という。）は」と読み替えるものとする。

#### **第4章 雑則**

(委任)

**第24条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この規則を施行するために必要な条例第2条第1号の入学時成績優秀者奨学金の申請の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

第1号様式

入学時成績優秀者奨学金成績判定申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

入学時成績優秀者奨学金における奨学生の資格に係る入学選考の成績判定を受けたいので、川崎市立看護大学奨学金条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

川崎市立看護大学 受 験 番 号	
氏 名	
住 所	
高 等 学 校 名	
大学共通テスト 受 験 番 号	





奨学金決定通知書

年 月 日

様

川崎市長

印

年 月 日付けで申請のありました川崎市立看護大学奨学金について、選考の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 入学時成績優秀者奨学金 <input type="checkbox"/> 地域定着促進奨学金 <input type="checkbox"/> 地域就職促進奨学金		
<input type="checkbox"/> 奨学生とする		<input type="checkbox"/> 奨学生としない	
奨学金番号		奨学生としない理由	
支給・貸付(予定)期間	月 日から 月 日まで		
各学期の支給額 又は貸付月額	円		
支給・貸付総額	円		
備考			

備考 入学時成績優秀者奨学金について奨学生としない決定を行う場合にあつては、次の教示文を記入すること。

「この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

第4号様式

奨学金休止（停止）通知書

年 月 日

様

川崎市長

印

次のとおり、奨学金の支給・貸付けを休止（停止）することを決定しましたので通知します。

奨学金番号	
奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 入学時成績優秀者奨学金 <input type="checkbox"/> 地域定着促進奨学金 <input type="checkbox"/> 地域就職促進奨学金
休止の期間	
休止（停止）の理由	
休止（停止）に伴う措置	

備考 入学時成績優秀者奨学金の支給を休止する場合には、次の教示文を記入すること。

「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。」

奨 学 生 辞 退 届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

学 籍 番 号  
住 所  
氏 名

奨学生を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

奨 学 金 番 号									
奨 学 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 入学時成績優秀者奨学金 <input type="checkbox"/> 地域定着促進奨学金 <input type="checkbox"/> 地域就職促進奨学金								
支 給 ・ 貸 付 け を 受 け た 期 間	年 月 から 年 月 まで 計 月								
支 給 ・ 貸 付 け を 受 け た 金 額	円 (内訳) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>第1学年</td><td>円</td></tr> <tr><td>第2学年</td><td>円</td></tr> <tr><td>第3学年</td><td>円</td></tr> <tr><td>第4学年</td><td>円</td></tr> </table>	第1学年	円	第2学年	円	第3学年	円	第4学年	円
第1学年	円								
第2学年	円								
第3学年	円								
第4学年	円								
停 止 す る 時 期	年 月 から								
理 由									

## 奨学金決定取消通知書

年 月 日

様

川崎市長

印

川崎市立看護大学奨学金条例第9条の規定により、次のとおり入学時成績優秀者奨学金の支給の決定を取り消しましたので通知します。

奨学金番号	
取り消した決定内容	
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
取消に伴う措置	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

## 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私は、次のとおり奨学金の貸付けを受け、奨学生として川崎市立看護大学奨学金条例及び川崎市立看護大学奨学金条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 地域定着促進奨学金 <input type="checkbox"/> 地域就職促進奨学金
貸付(予定)期間	年 月 から 年 月 まで
貸付総額	円
極 度 額	円 (利息及び延滞利息の金額を含みます。)
元本確定期日	年 月 日

奨学金番号

学籍番号

住 所

氏 名

印

( 年 月 日 生)

私は、上記の者に誓約どおり履行させることを保証するとともに、同人が在学中に貸付けを受けた奨学金に係る債務を連帯して負担します。

連帯保証人

住 所

本人との続柄又は関係

氏 名

印

( 年 月 日 生)

奨 学 金 継 続 願

年 月 日

(宛先) 川崎市長

学籍番号  
住 所  
氏 名

引き続き奨学金の貸付けを受けたいので、次のとおり願います。

奨 学 金 番 号					
奨 学 金 の 種 類		<input type="checkbox"/> 地域定着促進奨学金 <input type="checkbox"/> 地域就職促進奨学金			
通 学 方 法		<input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学			
家 族 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	同居・別居の別	職 業 ・ 勤 務 先
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
他 の 学 資 金 の 借 受 状 況		<input type="checkbox"/> 他から学資金を借り受けている。 (学資金名称： ) <input type="checkbox"/> 他から学資金を借り受ける予定である。 (借受予定学資金名称： ) <input type="checkbox"/> 他から学資金を借り受けていない。			
<input type="checkbox"/> 前年度と変更なし					

第9号様式

異 動 届 出 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

学 籍 番 号

住 所

氏 名

次のとおり異動がありましたので、届け出ます。

奨 学 金 番 号		
新	旧	

借 用 証 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所  
氏 名 印

川崎市立看護大学奨学金条例に基づく奨学金を次のとおり借用しました。ついては、次により償還します。

奨 学 金 番 号	
借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで 計 月分
借 用 金 額	年度 円
	年度 円
	円 (内訳)
	年度 円
償 還 方 法	<input type="checkbox"/> 年の均等払 ( <input type="checkbox"/> 年賦・ <input type="checkbox"/> 半年賦・ <input type="checkbox"/> 月賦)
	<input type="checkbox"/> 繰上償還

上記に相違ないことを認め、奨学金の償還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人

住 所  
本人との続柄又は関係  
氏 名 印  
( 年 月 日 生)



奨学金償還免除申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

奨学金番号

住 所

氏 名

川崎市立看護大学奨学金条例第20条又は第21条（第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、奨学金の償還債務の免除を申請します。

卒業年月	年 月 卒業
看護師等免許 取得年月日等	年 月 日 看護師免許取得 (No. ) 年 月 日 保健師免許取得 (No. )
借用期間	年 月 から 年 月 まで 計 月分
借用金額	円 (内訳) 年度 円 年度 円 年度 円 年度 円
申請事由	

奨学金償還免除（猶予）決定通知書

年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました奨学金の償還免除（猶予）については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定	<input type="checkbox"/> 承 認	<input type="checkbox"/> 一部承認	<input type="checkbox"/> 不承認
奨 学 金 番 号			
奨 学 生 の 氏 名			
借 用 期 間	年 月 から	年 月 まで	計 月分
借 用 金 額			年度 円
			年度 円
	円（内訳）		年度 円
			年度 円
内 容 、 理 由 等			

奨学金償還猶予申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

奨学金番号

住 所

氏 名

川崎市立看護大学奨学金条例第22条（第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、奨学金の償還猶予を申請します。

卒業年月	年 月 卒業
看護師等免許 取得年月日等	年 月 日 看護師免許取得 (No. ) 年 月 日 保健師免許取得 (No. )
借用期間	年 月 から 年 月 まで 計 月分
借用金額	円 (内訳) 年度 円 年度 円 年度 円 年度 円
申請事由	